平成２３年（フ）第１５９号
山形市桜田南６番22号　リベール桜田Ａ201号、住民票上の住所山形県南陽市宮内336番地の６　市営関口住宅Ｄ－７
債務者　鈴木　直人
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで　山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６０号
山形市桜田南６番22号　リベール桜田Ａ201号
債務者　鈴木　清香
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで　山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６５号
函館市桔梗２丁目25番16号
債務者　本木　康博
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３４８号
北海道北斗市久根別２丁目５番３号
債務者　秋田　由美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３５３号
北海道亀田郡七飯町大川５丁目１番36号　カワイハイツ２－Ｆ号室
債務者　笹　　智子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３５６号
北海道亀田郡七飯町大中山２丁目13番35号　大中山マンション１Ｂ
債務者　入江　正道
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４５号
和歌山県西牟婁郡白浜町市鹿野1113番地の３
債務者　田中　伸幸
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第５１号
和歌山県西牟婁郡白浜町栄444番地の６　ハイツ・フランセⅡ107号室
債務者　澤邊　佳子（旧姓宮口）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第３４４号
相模原市南区南台３丁目４番17号　ファミーユパートⅤ201
債務者　松浦　澄代（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５９２号
栃木県宇都宮市簗瀬３丁目30番５号　長栄マンション２－５
債務者　伊沢　尚子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８８３号
大阪市中央区南船場４－９－12　朝日プラザ心斎橋北701号、住民票上の住所大阪府松原市松ケ丘１丁目６番19号
債務者　大田むつみ
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６１号
東京都八王子市高倉町58番地５カサフェリス305号
債務者　上田　弘明
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０２４号
東京都昭島市緑町３丁目８番17号杉田荘101号
債務者　水野　　景
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０５３号
東京都武蔵村山市残堀４丁目74番地の１パークヒルマンション201号
債務者　藤平　明子（旧姓辰馬）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０２７号
横浜市南区中里４丁目36番12号　スカイピア弘明寺202
債務者　砥石　里香
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０４８号
横浜市戸塚区平戸町467番地　大黒屋ハイツ１号館201号
債務者　長岡　国寿
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部